

Cygames presents

**伊万里湾大花火 2026 物産展
出店公募要項**

伊万里湾大花火実行委員会

【開催概要】

■ 名 称 Cygames presents 伊万里湾大花火 2 0 2 6 物産展

■ 会 場 セツ島会場（セツ島地区南埠頭）

■ 開催日 令和 8 年 11 月 21 日（土）※荒天時は 22 日に順延
時間（予定）
搬入時間 午前 10 時 00 分 ～ 午後 3 時 00 分
営業時間 午後 3 時 00 分 ～ 午後 8 時 30 分
搬出時間 午後 8 時 30 分 ～ 午後 10 時 00 分
※お客様の安全確保のため、午後 8 時 30 分前の搬出は一切認められませんので、ご注意ください。

■ 主 催 伊万里湾大花火実行委員会（伊万里市、佐賀新聞）

■ 目 的 国の重要港湾に指定されている「伊万里港」、伊万里湾大橋などの雄大な景観を有する「伊万里湾」を舞台に、国内でも最大規模である 3 尺玉の打ち上げをはじめ、壮大な花火のエンターテインメントによる、伊万里湾大花火大会を開催するにあたり、さらなる盛り上げや賑わいを創出することを目的とする。

■ 問合せ先 伊万里湾大花火実行委員会事務局
伊万里市観光振興課
担 当：川口、樋口
電 話：0955-20-9031
F A X：0955-20-9032
メール：kankou@city.imari.lg.jp

物産展出店事業所等募集要項

1. 出店場所 セツ島会場（セツ島地区南埠頭）
2. 出店団体 Cygames presents 伊万里湾大花火 2026 物産展の出店事業所及び団体（以下、「事業所等」という。）に関して、公募により募集する。
当該募集要項は、伊万里市公式ホームページで公表する。

3. 募集区画数 セツ島会場 32 区画程度

※今後出店エリアが増える可能性があります。

4. 出店料 10,000 円／小間（3.6m×5.4m以内）

今回はノベルティ配布キャンペーンの実施につき出店料を増額しています。

詳細は「9. 来場者向け購入特典キャンペーン！」をご確認ください。

（キャンペーンに関する情報の取扱には注意してください。）

※以下の点にご留意ください。

- ・審査結果通知後、指定する口座に振り込むこと。
- ・荒天等により花火大会が中止となった場合は出店料を返還する。
（自己都合で出店を取りやめる場合はこの限りでない。）

5. 配置場所

出店者を決定後、配置場所の抽選は行わず、実行委員会において、出店内容等を考慮し決定する。配置場所（レイアウト）を決定後、出店者へ通知を行う。

6. 出店内容（販売品目）

- ① アルコール類の販売については、未開封（未開栓）での販売は原則禁止する。

容器が必要な場合は、紙コップなどの可燃性容器を使用すること。

※期限付酒類小売業免許を取得している場合は、未開封（未開栓）での販売が可能。

- ② 販売品目については事務局にて審査し、内容によっては出店を断る場合もある。

- ③ 飲食物の販売等については、食品衛生法及び酒税法等の規定を遵守すること。

7. コンテンツ等の取扱いについて【新】

本イベントは「Cygames presents 伊万里湾大花火 2026」として開催することから、出店者は、Cygames 以外の第三者が権利を有するアニメ、ゲーム、漫画、キャラクター等のコンテンツを使用した商品等の販売・提供を行わないものとする。

また、販売・提供する商品本体に限らず、包装袋、容器、ラベル、景品、ノベルティ、販促物、POP、装飾品その他販売・提供に関連して使用する物品等についても同様の扱いとする。

判断が難しい場合は、使用・販売前に必ず事務局へ確認すること。

使用・販売ができないものの例

- ・他社アニメ・ゲーム・漫画等のキャラクター商品
- ・他社キャラクターがデザインされた食品・菓子等
- ・他社キャラクター等が印刷された包装袋・紙袋・カップ・容器
- ・他社コンテンツを使用したラベル・シール・景品・ノベルティ
- ・他社コンテンツを使用した POP・看板・装飾
- ・その他、他社コンテンツを利用した販売・提供物

使用・販売可能なものの例

- ・無地の紙袋
- ・一般的な食品容器
- ・自店舗のロゴを使用した包装
- ・自社オリジナルのキャラクター
- ・伊万里湾大花火の公式に認められたデザイン
- ・その他、主催者やスポンサーが認めたもの

8. 設 備

- ① テント、机、イスについては、事業所等で準備し撤去まで責任を持つて行うこと。
- ② テント数の上限 実行委員会構成団体、その他団体等ともに1張
- ③ 水は各自用意すること。
- ④ 発電機等の電気設備は各自用意すること。
- ⑤ 火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。

9. ≪今回の目玉1≫来場者向け購入特典キャンペーン！【新】

物産展では、来場者の購買促進及びイベントの盛り上げを目的として、全出店店舗を対象とした購入特典キャンペーンを実施予定。特典は事務局から各店舗にお渡しします。各店舗において、一定額以上の商品を購入した来場者を対象に、花火大会限定の特典を配布していただきます。

特典の内容及びデザイン等については、後日発表します。

詳細は決定次第、事務局よりお知らせします。

10. ≪今回の目玉2≫伊万里湾大花火限定企画「それぞれの店、それぞれの伊万里」【新】 内容は以下のとおり。

- ① 概要 伊万里の食材、商品、文化、人、技術等を取り入れた「伊万里湾大花火限定商品等」の提供に協力する出店者を募集する。
- ② 例 伊万里産の農林水産物（牛、梨、野菜など）
伊万里市内事業者の商品
伊万里鍋島焼
伊万里の生産者とのコラボ
伊万里の文化・技術
その他伊万里との関係性が説明できるもの
- ③ 企画確認 基本的には出店者からの申告（出店申込書の提出）とし、以下の根拠資料を必要に応じて確認できるよう保管すること（破棄しない）。
根拠資料（例）
伊万里との繋がりがわかる納品書・領収書・各種伝票など
- ④ 参加メリット 以下の内容をはじめとする優先的なPR
・伊万里湾大花火公式 Instagram での優先的な紹介
・会場内での共通POP
・限定メニュー提供によるファンの創出 など
- ⑤ 注意点 ・限定企画への参加は任意（本企画への参加が出店条件ではない）
・商品及び表示内容、価格、販売数量、提供方法等については、出店者の責任と判断により決定する。

11. 物産展のPR比較

物産展参加事業者全体		限定企画の参加事業者
○公式HPでの掲載 ○店舗一覧での紹介	+	○公式HPでの掲載 ○店舗一覧での紹介 ●公式 Instagram での優先的な紹介 ●会場内での共通POP

1 2. 募集方法

募集の詳細は以下のとおり。

- ① 出店基準 事業所等の所在地が伊万里市内の事業所等を優先する。それでも募集区画に空きがある場合は、佐賀県内、佐賀県外の順に事業所等を決定する。

≪優先順位≫ 1位 市内事業所等 2位 県内事業所等 3位 県外事業所等

- ② 募集期限 令和8年10月8日（木） 17時00分まで

- ③ 抽選会 応募多数の場合は、以下の日程で出店者決定のための抽選会を実施する。
抽選会の実施の有無は、募集期間終了後に出店申込書に記載の連絡先へ電話連絡する。

抽選会日時：10月13日（火） 13時00分から

抽選会場所：市民ギャラリー（JR伊万里駅2F）

※抽選会へ参加されなかった場合は申込取り下げとなる。

1 3. 申込書等の提出

- ① 申込時の提出物

提出先：事務局（観光振興課）

提出方法：持参 もしくは メール (kankou@city.imari.lg.jp)

提出期限：令和8年10月8日（木） 17時00分まで

No	提出書類名	✓
01	物産展出店申込書	
02	物産展出店誓約書	
03	暴力団排除に関する誓約書	
04	肖像権使用同意書（広報使用）	

- ② 出店決定後の提出物

提出先：事務局（観光振興課）

提出方法：持参 もしくは メール (kankou@city.imari.lg.jp)

出店料（10,000円）の支払

※お振込みの際、事業者等の名称が分かるように振込者を入力すること。

※お支払期日までにお振込みがなかった場合は出店を取り消すことがある。

書類提出・出店料振込期限：令和8年10月16日（金）

佐賀銀行 伊万里支店（679） 普通 2095887 伊万里湾大花火実行委員会

No	提出書類等
01	営業許可書（保健所）の写し
02	営業開始届の写し（該当のみ）
03	食品衛生責任者証の写し（またはそれに代わる資格証明書）
04	食品賠償保険等の保険証書の写し
05	出店料（10,000 円）の支払い（振込口座は上記のとおり）
06	SNS 等での PR 用資料・素材の提出（提出方法はメール）

1 4. ごみの処理及び出店箇所の清掃について

- ① 出店に際して発生したごみはすべて適切に処理したうえで、収集・撤去を各自の責任で行う。また、物産展開催中及び終了後は、各自出店場所の清掃をすること。
- ② お客様用のゴミについては、実行委員会が飲食スペースに交代で常駐し、不燃物・可燃物等の分別をしたうえで、収集・撤去を行う。
- ③ 出店箇所に炭・油等を残したりせず、きれいに清掃すること。

1 5. 各種申請

食品等の販売等にかかる各種届出等は、各自が責任をもって行うこと。また、食品等の販売については、許可を受けた品目以外のものを販売しないこと。

1 6. アンケートによる売上金額等の報告

物産展終了後、別添のアンケートを事務局へ提出すること。

17. 諸注意（全10項目）

- ① 物産展開催時間内で閉店せざるを得ない場合は、事務局へ報告すること。
※なお、お客様の安全確保のため、午後8時30分前の搬出は一切認められません。
- ② 物品の搬入及び搬出に際し、事故の発生防止に努めること。事務局は、事故防止のための措置を命じ、作業の制限または中止を求めることがある。
- ③ 出店に伴い発生する恐れがある騒音・臭気・振動・そのほかの危険に対しては、万全の対策を講じること。特に、物品の搬入及び搬出に際して、付近の企業等から苦情等がでないよう配慮すること。
- ④ 食品衛生には、十分な注意を払い、食中毒等衛生問題の発生が絶対にないようにすること。
- ⑤ 販売品に対する苦情は当該事業所等の責任において、誠意をもって取替・返金等の対応をすること。
- ⑥ 出店者の行為によって発生した事故等や、食中毒等食品衛生問題は、当該事業所等の責任で処理すること。
- ⑦ 事務局は、天災等不可抗力により発生した事故等による損失に対して、その責任を負わない。
- ⑧ ビラ・パンフレット配布、ハンドマイク等の拡声器の使用、演説、署名運動・その他、本イベントの趣旨に反する行為は原則禁止する。ただし、ビラ・パンフレットについては、自区画内に置き、来場者が自由に取れるようにしてある場合は展示を許可する。
- ⑨ 事務局の指示に従わない場合、または法令等に抵触する場合は出店を取り消すものとする。
- ⑩ 注意事項等が守れない場合は、次年度以降の出店をお断りする場合がある。

18. 情報解禁前の情報発信について【新】

本イベントに関する未公開情報については、主催者が指定する情報解禁日時まで、SNS、Webサイト、チラシ、広告その他の媒体による発信・掲載を行わないでください。
掲載可能なタイミングについては、事務局へご連絡ください。